平成２２年（フ）第１７６号
山口県宇部市島１丁目１―12　椎山マンション302号室、住民票上の住所山口県美祢市東厚保町川東508番地１
債務者　野村　俊治
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２０９号
神戸市中央区北野町４丁目７番14号　スカイマンションⅡ301号
債務者　平賀　　毅
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１１号
神戸市北区緑町７丁目３番11―201号
債務者　新井　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２７号
神戸市長田区二葉町９丁目２番16号、従前の住所神戸市長田区二葉町３丁目６番10号グリーンハイツ１Ｆ
債務者　ふみこと　桑名　文恵
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４２号
神戸市北区鈴蘭台東町７丁目１番２―501号
債務者　田沼　絹代
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５８号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番529―202号
債務者　大和　正道
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７６号
神戸市兵庫区中道通３丁目４番23号福屋ビル２Ｆ、従前の住所神戸市兵庫区水木通３丁目３番13号カサ水木210
債務者　宮本　理加
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７０号
兵庫県伊丹市鋳物師２丁目67番地相楽荘
債務者　宮田　雄司
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０２号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番23―506号、前住所兵庫県西宮市東山台１丁目６番地116号棟101号
債務者　桑原　規夫
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０３号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番23―506号、前住所兵庫県西宮市東山台１丁目６番地116号棟101号
債務者　だいにんぐきっちん笑やこと　濱本　澄恵
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０８号
兵庫県川西市多田桜木１丁目７番３―301号
債務者　古本千賀子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４１２号
兵庫県宝塚市中野町19番31号、前住所兵庫県宝塚市小林３丁目９番26号
債務者　石上　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０５号
兵庫県尼崎市名神町２丁目４番20号クローバメゾン尼崎705号、前住所兵庫県尼崎市西難波町４丁目８番17―408号
債務者　橋野　栄子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目21番33―302号
債務者　戸川　健一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４８号
兵庫県芦屋市川西町２番25号
債務者　市川　美里
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９２号
兵庫県西宮市今津水波町８番８号
債務者　山田アキ子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６号
長崎県島原市新山３丁目8885番地　新山アパートＢ―２
債務者　安井　滝子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係